

大阪市地球温暖化対策実行計画  
〔事務事業編〕

令和3年3月

大阪市



## 目 次

<b>第 1 章</b>	<b>計画の基本的事項</b>	<b>1</b>
1	背景	1
2	計画の目的	3
3	計画の位置付け	3
4	計画の対象範囲	4
5	計画の対象とする温室効果ガス	4
<b>第 2 章</b>	<b>温室効果ガス排出量の状況等</b>	<b>5</b>
1	温室効果ガスの排出状況（2019（令和元）年度実績）	5
2	温室効果ガス総排出量の推移と所属ごとの削減状況等	7
<b>第 3 章</b>	<b>計画の期間及び目標</b>	<b>11</b>
1	計画の期間	11
2	計画の目標	11
3	間接削減施策による削減効果	12
<b>第 4 章</b>	<b>目標達成のための基本方針</b>	<b>13</b>
1	公共施設における省エネルギー・省 CO <sub>2</sub> 化の推進	13
2	再生可能エネルギーの導入拡大の推進	13
3	車両対策の推進	14
4	ごみの減量・リサイクルの推進	14
5	職員による環境マネジメントの徹底	14
<b>第 5 章</b>	<b>基本方針に基づく全庁的取組</b>	<b>16</b>
1	大阪市庁内環境管理計画の運用徹底	16
2	大阪市地球温暖化対策推進本部による全庁的な取組の推進	19
<b>第 6 章</b>	<b>基本方針に基づく所属別取組</b>	<b>21</b>
1	環境局	21
2	建設局	24
3	水道局	26
4	教育委員会事務局	28
5	経済戦略局	29
6	その他の部局	30
<b>第 7 章</b>	<b>計画の推進体制・進行管理</b>	<b>31</b>
1	推進体制	31
2	実施状況の点検・評価・公表	31
3	計画の見直し	31

参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32

- 温室効果ガス排出量算定方法
- 2019（令和元）年度の大阪市地球温暖化対策実行計画〔事務事業編〕における温室効果ガス排出量の算定結果
- 用語集【50音順】

この計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第 1 項の規定に基づき、大阪広域環境施設組合と共同策定する地方公共団体実行計画です。

## 第1章 計画の基本的事項

### 1 背景

わが国では、国、地方公共団体、事業者及び国民など、すべての者が自主的かつ積極的に地球温暖化対策に取り組むことが重要であることに鑑み、1999（平成11）年4月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「温対法」という。）が施行されました。温対法においては、国など前記4主体の責務が個別に定められるとともに、国、地方公共団体に対して、事務事業に伴って発生する温室効果ガスの排出抑制等の対策に関する計画策定が義務付けられました。

そこで、大阪市役所においては、自らの事務事業における温室効果ガスの排出抑制のため、2002（平成14）年に「大阪市役所温室効果ガス排出抑制等実行計画」を、2006（平成18）年に「第2期大阪市役所温室効果ガス排出抑制等実行計画」を、2011（平成23）年に第3期目の「大阪市地球温暖化対策実行計画〔事務事業編〕」を、さらに2016（平成28）年4月には第4期目となる「大阪市地球温暖化対策実行計画〔事務事業編〕」（以下「旧計画」という。）を策定し、温室効果ガスの排出削減を推進してきました。

旧計画の策定後、国においては、2016（平成28）年5月に「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（以下「政府実行計画」という。）が策定され、庁舎等の施設のエネルギー使用に伴う温室効果ガスの排出抑制に関し、その主な取組の一つとしてLED照明の導入促進が掲げられるなど、2030（令和12）年度（中間目標年度を2020（令和2）年度に設定）の削減目標達成に向けた取組の方向性が示されました。

これを受け大阪市では、2016（平成28）年7月、市長をトップとする「大阪市地球温暖化対策推進本部」を設置し、政府実行計画を踏まえ、本市の事務所・庁舎施設を重点的に省エネルギー化する方針を決定するとともに、2017（平成29）年3月に旧計画を改定し、削減目標を上方修正しました。

さらに、電力排出係数の低下といった社会情勢の変化を踏まえ、2019（平成31）年3月にも削減目標を上方修正する計画改定を行い、積極的な温室効果ガスの排出削減を実施してきました。

2020（令和2）年には、地球温暖化対策の国際的な枠組みである「パリ協定」の本格運用が開始されるとともに、同年10月には菅内閣総理大臣が「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする脱炭素社会の実現をめざす」と宣言するなど、国内外で脱炭素化に向けた動きが加速しています。また、こうした温暖化対策を、新型コロナウイルスによる経済危機からの復興の柱と両立させ、もとの社会に戻るのではなく、より良い持続可能な社会をめざす「グリーン・リカバリー」という考え方も広がっています。

こうした状況の中、大阪市では、大阪の成長につながる脱炭素社会の実現に向けて、2021（令和3）年3月に新たな「大阪市地球温暖化対策実行計画〔区域施策編〕」（以下「実行計画〔区域施策編〕」という。）を策定し、2050年の温室効果ガス排出量実質ゼロをめざす「ゼロカーボン おおさか」をビジョンに掲げました。

そこで、地球温暖化対策に関する国内外の動向と、実行計画〔区域施策編〕を踏まえ、今般、第5期目の計画にあたる新たな「大阪市地球温暖化対策実行計画〔事務事業編〕」（以下「本計画」という。）を策定します。

大阪市は、日本を代表する大都市として、国の温室効果ガス削減目標の達成や、世界の地球温暖化対策へ貢献する役割を担い、実行計画〔区域施策編〕に基づく対策を積極的に行うことが求められていますが、大阪市役所は、市域の温室効果ガス排出量のうち約5%を占める多量の排出事業者であることから、市民、事業者への率先垂範となるべく本計画に基づく取組を積極的に推進してまいります。

## 2 計画の目的

大阪市役所は市域で多量の温室効果ガスを排出する事業者であることから、自ら積極的に事務事業に伴い発生する温室効果ガスの削減を図るとともに、それに加えて市域における温室効果ガスの排出削減を推進するために、市民、事業者に先んじて取組を率先垂範します。

そして、これらの取組を通して、より一層の再生可能エネルギーの普及拡大や省エネルギーの推進、電動車の普及拡大、ライフスタイル・ワークスタイルの変革とともに、市民、事業者などすべての主体の参加と協働、連携を通して、脱炭素社会の実現に貢献していきます。

## 3 計画の位置付け

本計画は、都道府県及び市町村に対し、国の地球温暖化対策計画に即して、当該事務事業に関して、温室効果ガスの排出の抑制等を行うための対策について計画を策定することを義務付けた温対法第21条第1項に基づく、地方公共団体実行計画として策定します。

また、本計画は、2021（令和3）年3月策定の実行計画〔区域施策編〕と整合を図り、温室効果ガスの積極的な削減取組、削減目標の達成状況を適切に把握するための算定方法、削減取組を適切に進行管理等するための全庁的な推進体制等を盛り込むこととします。

なお、本計画は、温対法に基づく地方公共団体の事務事業に係る「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン（Ver. 1.0）」（環境省総合環境政策局 2017（平成29）年3月）及び「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（本編）Ver. 1.1」（環境省総合環境政策局 2017（平成29）年3月）に基づき策定しています。

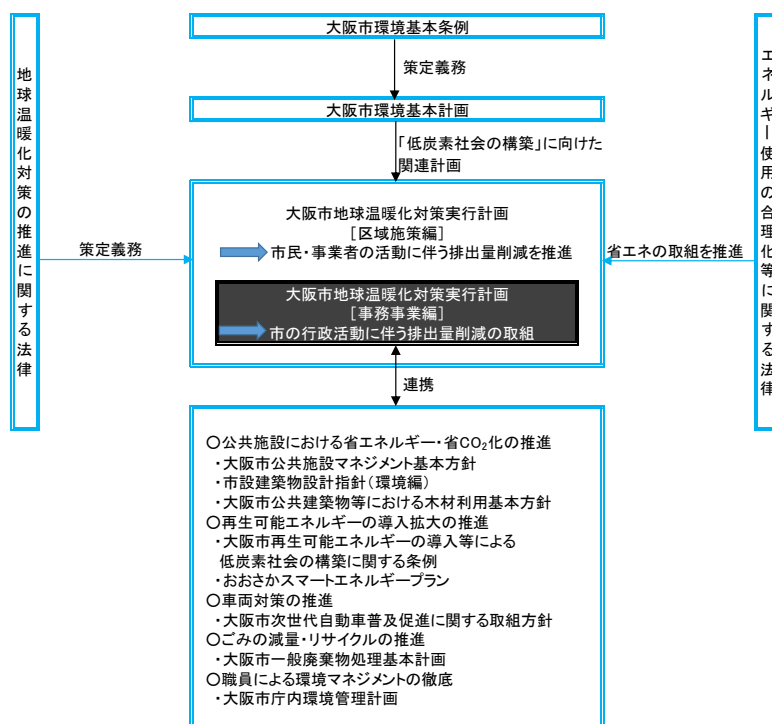


図1 計画の位置付け

## 4 計画の対象範囲

本計画では、大阪市役所が行うすべての事務事業を対象とし、出先機関を含む組織及び施設、指定管理者制度施設を対象とします。

ただし、指定管理者制度施設を除き、外部へ委託して実施する事務事業並びに本市の外郭団体が実施する事務事業は除きます。

なお、本市からごみ焼却処理事業を引き継いで事業を実施している一部事務組合である「大阪広域環境施設組合※」の事務事業については、地方自治法第292条に基づき準用する温対法第21条第1項の規定により、同組合が地方公共団体実行計画を策定することとなりますが、温室効果ガス排出量の経年変化を分析する上で、これまでと同様に、ごみ焼却処理事業からの排出量を本市が一体で把握することが合理的であることから、同項の規定に基づき同組合と本計画を共同策定し、同組合からの排出量を本計画に含めることとします。

※2015（平成27）年4月1日に「大阪市・八尾市・松原市環境施設組合」として事業開始。

2019（令和元）年10月1日に守口市が加入し、名称を「大阪広域環境施設組合」に変更。

## 5 計画の対象とする温室効果ガス

本計画の対象とする温室効果ガスは次の7種類とします。

- ①二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）：石油や都市ガスなどの化石燃料の燃焼などに伴って発生するガス
- ②メタン（CH<sub>4</sub>）：稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋立などに伴って発生するガス
- ③一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）：化石燃料の燃焼、工業プロセスなどから発生するガス
- ④ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）：代替フロンとしてエアコンや冷蔵庫などの冷媒に使用されるガス
- ⑤パーフルオロカーボン類（PFCs）：半導体の製造プロセスなどから発生するガス
- ⑥六ふっ化硫黄（SF<sub>6</sub>）：電気の絶縁用などに使用されるガス
- ⑦三ふっ化窒素（NF<sub>3</sub>）：半導体の製造プロセスなどから発生するガス



## 第2章 温室効果ガス排出量の状況等

### 1 温室効果ガスの排出状況（2019（令和元）年度実績）

#### （1）種類別

2019（令和元）年度における温室効果ガス総排出量は82.7万トン-CO<sub>2</sub>で、温室効果ガスの種類別には、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）が76.5万トン-CO<sub>2</sub>（92.5%）、メタン（CH<sub>4</sub>）が1.4万トン-CO<sub>2</sub>（1.7%）、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）が4.8万トン-CO<sub>2</sub>（5.8%）、代替フロン等ガス（HFCs、SF<sub>6</sub>）は合計で96トン-CO<sub>2</sub>（0.01%）でした。

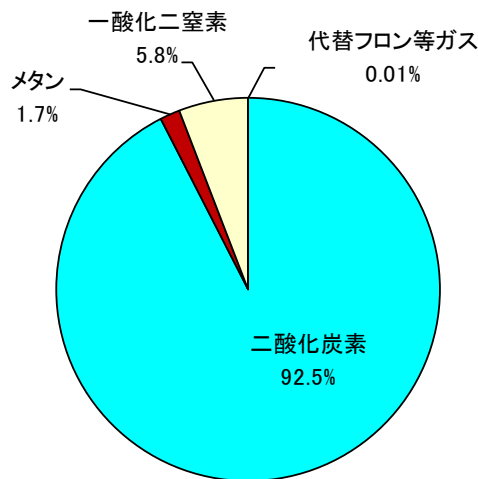


図2-1 温室効果ガスの種類別排出状況

※四捨五入の関係で数値の合計が100にならない場合がある。

主な温室効果ガスの排出状況は次のとおりです。

#### ○ 二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）・・・温室効果ガス総排出量の92.5%

CO<sub>2</sub>については、廃棄物焼却によるものが47.2万トン-CO<sub>2</sub>（61.6%）、電気の使用によるものが22.4万トン-CO<sub>2</sub>（29.3%）と、この二つに起因する排出量がほとんどを占めています。

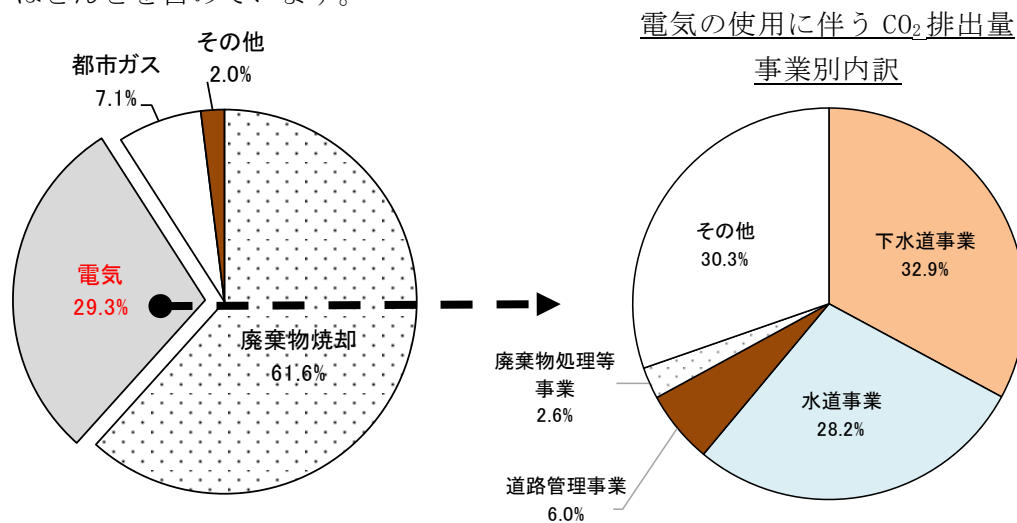


図2-2 CO<sub>2</sub>排出状況

- メタン (CH<sub>4</sub>)・・・温室効果ガス総排出量の 1.7%  
CH<sub>4</sub>については、下水の処理によるものが 1.4 万トン-CO<sub>2</sub> (98.1%) と排出量のほとんどを占めています

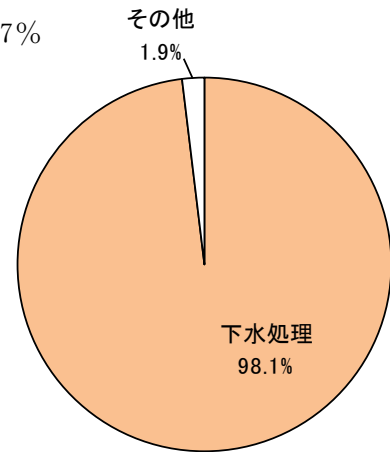


図 2 - 3 CH<sub>4</sub> 排出状況

- 一酸化二窒素 (N<sub>2</sub>O)・・・温室効果ガス総排出量の 5.8%  
N<sub>2</sub>O については、下水処理並びに下水汚泥溶融及び焼却によるものが 3.1 万トン-CO<sub>2</sub> (64.0%)、廃棄物焼却によるものが 1.7 万トン-CO<sub>2</sub> (35.6%) とこの二つに起因する排出量がほとんどを占めています。

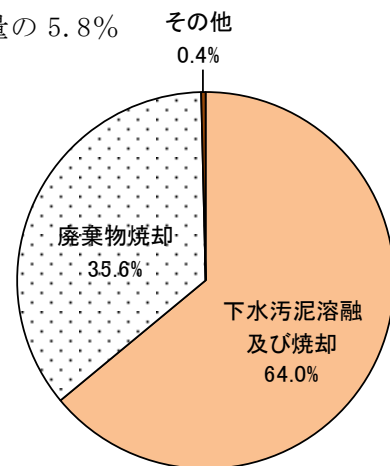


図 2 - 4 N<sub>2</sub>O 排出状況

## (2) 事業別

温室効果ガスの事業別排出状況は、廃棄物処理等事業が 50.9 万トン-CO<sub>2</sub> (61.5%)、下水道事業が 11.8 万トン-CO<sub>2</sub> (14.3%)、水道事業が 6.4 万トン-CO<sub>2</sub> (7.7%)、道路管理事業が 1.3 万トン-CO<sub>2</sub> (1.6%)、その他の事務事業が 12.3 万トン-CO<sub>2</sub> (14.9%) となっています。

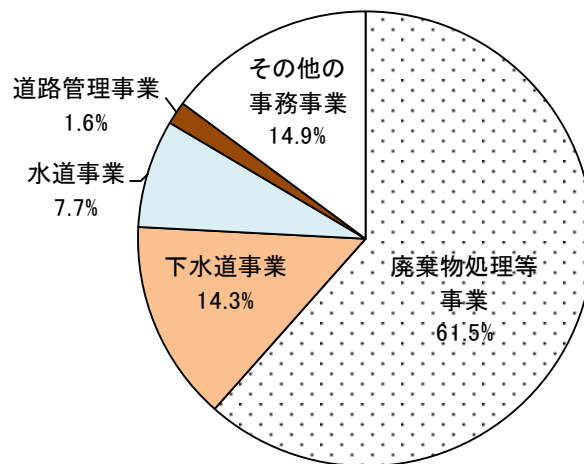


図 2 - 5 温室効果ガスの事業別排出状況

## 2 温室効果ガス総排出量の推移と所属ごとの削減状況等

### (1) 温室効果ガス総排出量の推移

本市の事務事業に伴い排出される温室効果ガス総排出量は、2013（平成 25）年度と比較すると、ESCO 事業の実施や LED 照明の導入など公共施設における省エネルギー・省 CO<sub>2</sub> 化の取組、下水処理場における処理方式の変更、消化ガス発電事業などによる未利用エネルギーの有効活用などの取組に加え、電力排出係数の低下による影響により年々減少しており、旧計画における計画目標は達成できる見込みとなっています。

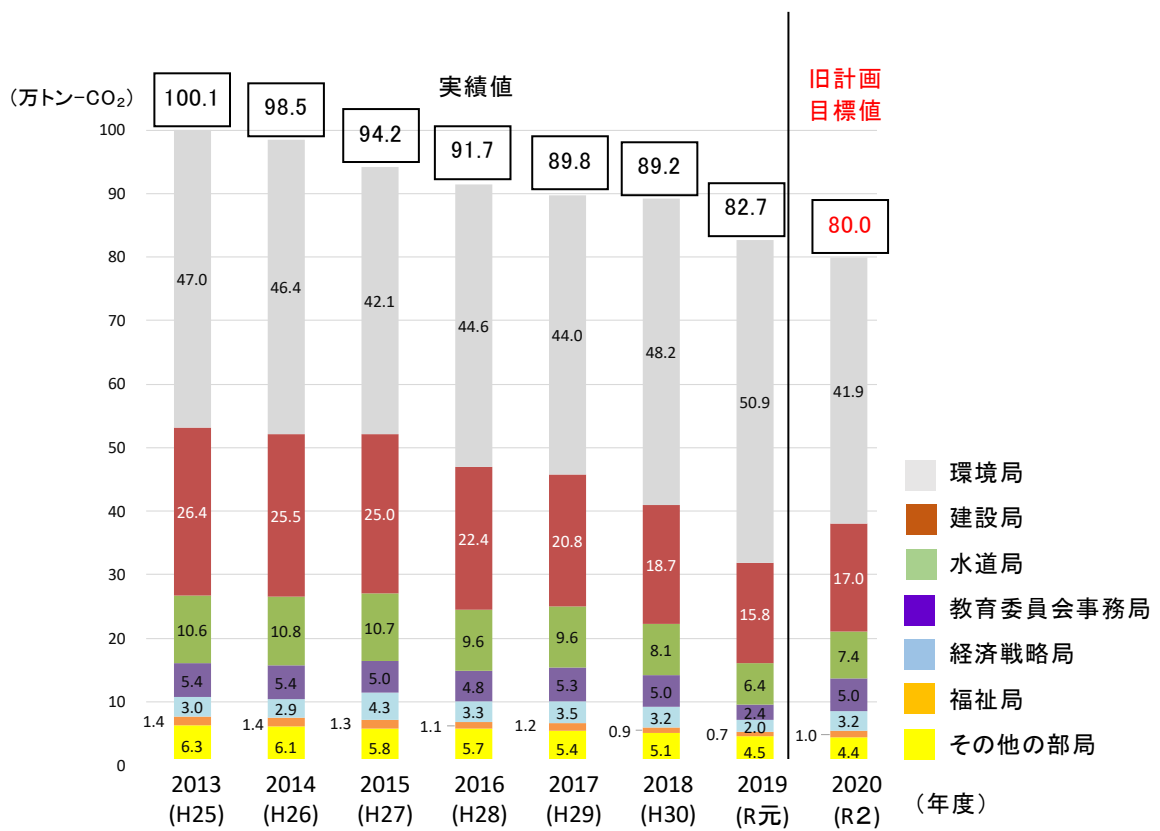


図 2 - 6 市の事務事業・各所属から排出される温室効果ガス総排出量の推移

## (2) 所属ごとの削減状況等

旧計画では、2020（令和2）年度における排出量を、基準年度である2013（平成25）年度比で20.1%削減することを目標としています。

2019（令和元）年度の温室効果ガスの総排出量は82.7万トンと、2013（平成25）年度比で17.4%減少しています。

旧計画では、全体の95%以上の排出量を占める6所属において、所属ごとの削減目標を掲げており、5所属の排出量は減少していますが、環境局では増加しています。

所属別の増減要因をみると、環境局では、環境事業センター等でのESCO事業の実施やごみ焼却量の減量化などの減少要因があったものの、ごみに含まれるプラスチックが増加したことにより、排出量が増加しています。

建設局では、道路・公園・下水道等を所管しておりエネルギー消費に占める電気の割合が多いため、電力排出係数の低下の影響を大きく受けているとともに、下水処理場における処理方式の変更や下水消化ガス発電などにより排出量が減少しています。

水道局においても、ポンプ設備等を所管しておりエネルギー消費に占める電気の割合が多いため、電力排出係数の低下の影響を大きく受けているとともに、浄水場ポンプ設備の省エネルギー化などにより排出量が減少しています。

教育委員会事務局では、2019（令和元）年度に電力排出係数が著しく低い電気事業者との電力供給契約を締結した影響を大きく受け、排出量が大幅に減少しています。

温室効果ガス排出量は、電力排出係数に大きく左右されることから、電力排出係数の影響を受けずに、省エネルギー・省CO<sub>2</sub>化の取組や省エネ行動の実践等の本市の取組の成果を捉えるため、係数を基準年度である2013（平成25）年度の数値に固定して温室効果ガス排出量を算出すると、2019（令和元）年度の排出量は95.9万トンと算出され、2013（平成25）年度から4.2%減少すると算定されます。

表2 各所属の温室効果ガス排出量

(万トン-CO<sub>2</sub>)

区 分	【基準年度】 2013(平成25) 年度排出量	2019(令和元)年度		【旧計画の目標年度】 2020(令和2)年度		
		排出量 上段：係数変動 下段：係数固定	削減率 上段：係数変動 下段：係数固定	排出量	削減目標	
<b>本市の事務事業</b>	<b>100.1</b>	<b>82.7</b> <b>95.9</b>	<b>-17.4%</b> <b>-4.2%</b>	<b>80.0</b>	<b>-20.1%</b>	
環境局	環境局	3.3	1.7 1.8	-48.5% -45.5%	1.2	-63.6%
	大阪広域 環境施設組合	43.7	49.2 49.8	12.6% 14.0%	40.7	-6.9%
	計	47.0	50.9 51.6	8.3% 9.8%	41.9	-10.9%
建設局	25.7	15.8 20.8	-38.5% -19.1%	17.0	-33.9%	
水道局	10.6	6.4 9.3	-39.6% -12.3%	7.4	-30.2%	
教育委員会 事務局	5.4	2.4 5.3	-55.6% -1.9%	5.0	-7.4%	
経済戦略局	3.7	2.0 2.5	-45.9% -32.4%	3.2	-13.5%	
福祉局	1.4	0.7 0.9	-50.0% -35.7%	1.0	-28.6%	
その他の部局	6.3	4.5 5.5	-28.6% -12.7%	4.4	-30.2%	

※2020(令和2)年度の削減目標は、電力排出係数の低下を織り込んで設定(係数変動)。

※四捨五入の関係で、本市の事務事業全体と各所属の内訳の合計が一致しない場合がある。

※大阪広域環境施設組合の2013(平成25)年度排出量は、ごみ焼却工場及び北港事務所からの温室効果ガス排出量であり、本市から同組合への事業承継前であるが、経年変化を把握するため算定した値である。

### (3) 市域の温室効果ガス排出量減少率との比較

市域と本市事務事業からの温室効果ガス総排出量について、それぞれ 2013（平成 25）年度を 100%として推移を比較すると、市域の排出量は 2018（平成 30）年度で 82.4%となっているのに対して、本市事務事業からの排出量は同年度で 89.1%の水準にとどまっています。市民・事業者の率先垂範となるためには、さらなる省エネルギー・省 CO<sub>2</sub>化のほか、プラスチックごみの減量に積極的に取り組む必要があります。

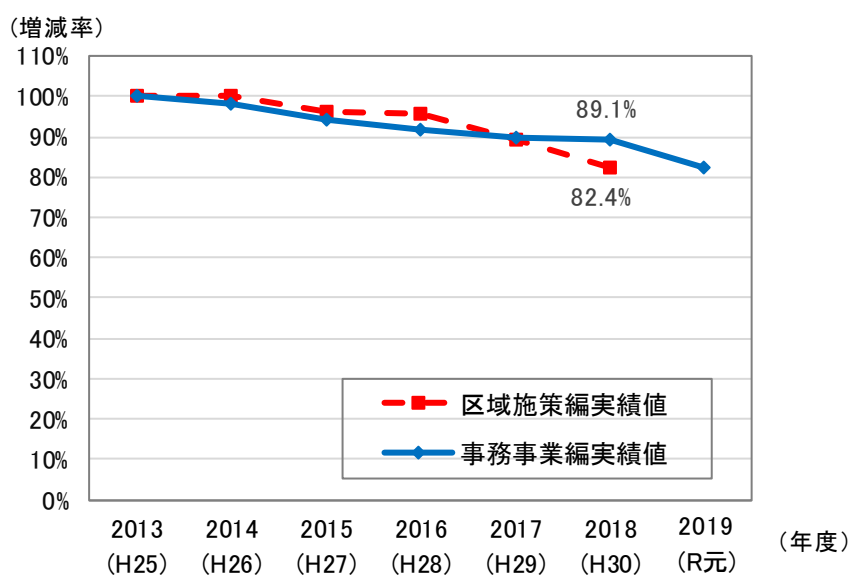


図 2 - 7 市域と本市事務事業の温室効果ガス総排出量の推移

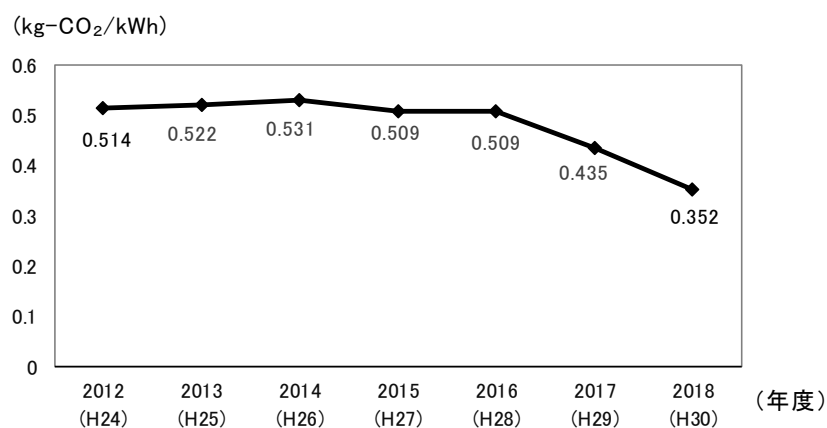


図 2 - 8 電力排出係数の推移（関西電力(株)）

## 第3章 計画の期間及び目標

### 1 計画の期間

本計画の期間は、2021（令和3）年度から2025（令和7）年度までの5年間とします。

### 2 計画の目標

#### （1）基準年度

2016（平成28）年5月策定の国の「地球温暖化対策計画」及び2021（令和3）年3月策定の実行計画〔区域施策編〕では、2030（令和12）年度の削減目標を2013（平成25）年度比で設定しており、本計画においても、国及び市域における排出量の削減実績との比較検証を適切に行うため、基準年度を2013（平成25）年度とします。

#### （2）計画の目標

**2025（令和7）年度の温室効果ガス排出量  
2013（平成25）年度比 25%以上削減**

実行計画〔区域施策編〕では、2050年の温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボン おおさか」の実現をめざし、2030（令和12）年度までに、市域の温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度比で30%削減することを目標としています。

本計画の目標は、市域における2030（令和12）年度の目標達成に向けた中間目標として、2025（令和7）年度までに、本市事務事業に伴う温室効果ガス排出量を、2013（平成25）年度比で25%以上削減することを目標とします。

なお、排出量算定に用いる電力排出係数は、2030（令和12）年度のエネルギーミックスを前提とする数値（0.37kg-CO<sub>2</sub>/kWh）を用いて算定します。（電力排出係数を基準年度（2013（平成25）年度）の数値に固定する方法も併せて行います。）

#### （3）所属ごとの削減目標

本市の事務事業において、2019（令和元）年度実績で全体の90%以上の排出量を占める5所属については、温室効果ガス削減に向けた具体的な取組や、所属別の削減目標を本計画に示し、積極的に温室効果ガスの削減に取り組んでいきます。

なお、本市の実施する事務事業に伴い排出される温室効果ガス総排出量のうち、2019（令和元）年度実績で92.5%をCO<sub>2</sub>が占めていることから、本計画における温室効果ガス削減の取組は、CO<sub>2</sub>の排出削減が重要となります。CO<sub>2</sub>のうち、電気やガスなどの使用によるエネルギー起源のものについては、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（以下「省エネ法」という。）や「大阪市市内環境管理計画」等に基づき、省エネルギー・省CO<sub>2</sub>化の取組を推進します。

また、本市においては、省エネ法上、省エネルギーを特に推進する特定事業者として市長部局、水道局、教育委員会事務局の3事業者に分かれて取組を進めていますが、本計画で設定する削減目標を達成するには個別に削減目標を定める5所属を筆頭にすべての所属で省エネルギー・省CO<sub>2</sub>化の取組を推進することが重要です。

さらに、すべての職場においては、オフィス等におけるエネルギー使用を削減するため、省エネ法に基づいて上記の3事業者ごとに作成する「中長期計画書」や各施設で設定する「管理標準」に沿った省エネルギーの取組により、職場実態に応じた省エネルギー・省CO<sub>2</sub>化を推進することとします。

### 3 間接削減施策による削減効果

---

本市の下水処理場や配水場、大阪広域環境施設組合のごみ焼却工場では、廃熱等の余剰エネルギーを有効活用し、電気や熱エネルギー（蒸気）を作り、電力会社等に供給しています。

発電した電気等を電力会社等へ供給することは、電力会社等が発電する際の化石燃料の使用量を減らすことができるなど、間接的に温室効果ガスの削減につながり、また、環境省から削減量に計上することが可能であるとの見解を得ているため、本計画の削減量に含めることとします。



## 第4章 目標達成のための基本方針

大阪市役所は、市域の温室効果ガス排出量の約5%を排出する多量排出事業者であることから、大阪市自らが「ゼロカーボン おおさか」の実現に向けた取組を、市民・事業者に先駆け実行していく必要があります。

そこで、削減目標の達成に向け本計画を推進するため、5つの基本方針を定め、同方針に基づく具体的な取組を進めていきます。

### 1 公共施設における省エネルギー・省CO<sub>2</sub>化の推進

「大阪市環境基本計画」(2019(令和元)年12月策定)に基づき、公共施設における省エネルギー・省CO<sub>2</sub>化の取組を推進するため、事務所や道路、公園へのLED照明の導入などに取り組みます。また、市設建築物については、省エネルギー性能や環境性能に関する目標を定めた「市設建築物設計指針(環境編)」(2017(平成29)年5月策定、2019(平成31)年4月改正)に基づき、環境に配慮した整備に取り組むとともに、「大阪市公共施設マネジメント基本方針」(2015(平成27)年12月策定、2021(令和3)年2月一部改訂)に基づき、日常的な設備の運用改善に努め、ESCO事業による省エネルギー改修や、再生可能エネルギーの導入など、省エネルギー・省CO<sub>2</sub>化のさらなる取組を総合的に推進していきます。

さらに、2019(令和元)年度税制改正において創設された森林環境譲与税を活用し、公共建築物等における国産木材の利用拡大に取り組みます。

#### 【主な取組】

- ・LED照明の導入拡大
- ・ESCO事業の実施拡大
- ・高効率な省エネ機器への更新
- ・日常的な施設・設備の運用改善
- ・国産木材の利用拡大 など

### 2 再生可能エネルギーの導入拡大の推進

2050年の温室効果ガス排出量実質ゼロを達成した「ゼロカーボン おおさか」をめざすためには、これまでのエネルギー使用量削減の取組に加え、本市が使用する電力のゼロカーボン(CO<sub>2</sub>排出量ゼロ)に取り組む必要があります。

本市では、電力調達の入札を行うにあたっては、価格だけではなく、電気事業者の環境への負荷の低減に関する取組状況等を考慮する環境配慮制度を導入していますが、調達電力の再生可能エネルギー比率の段階的向上をめざし、2025(令和7)年度までに実行可能かつ本計画目標を達成する取組を検討し、本市事務事業で使用するエネルギーの低炭素化を進めていきます。

また、これまで本市施設に設置された太陽光発電設備や下水処理場における消化ガスを活用したバイオマス発電設備、配水池流入水の残存水圧を利用した小水力発電設備については、引き続き活用を推進します。

#### 【主な取組】

- ・再生可能エネルギー100%電力の調達に向けた検討・実施
- ・未利用エネルギーのさらなる有効活用 など

### 3 車両対策の推進

これまで本市では、EV（電気自動車）・PHV（プラグインハイブリッド自動車）やHV（ハイブリッド自動車）等の次世代自動車に加え、低燃費かつ低排出ガス認定車をエコカーと定義し、「大阪市エコカー普及促進に関する取組方針」に沿って、公用車へのエコカー導入とその普及促進を図ってきました。

実行計画〔区域施策編〕では、次世代自動車の中でも走行時に化石燃料を使用しないゼロエミッションビークル（ZEV）であるEVや燃料電池自動車（FCV）の普及拡大が位置付けられていることを踏まえ、2021（令和3）年3月、新たに「大阪市次世代自動車普及促進に関する取組方針」を策定し、公用車を新たに所有又は使用する際は、原則として次世代自動車を導入することとし、中でも乗用車についてはEV・PHV・FCV（以下「EV等」という。）の導入を原則とするなど、自動車からの温室効果ガス排出量の削減を推進します。

また、公用車の使用にあたっては、エコドライブの実践や適切な点検・整備を実施し、燃料使用量を抑制します。

#### 【主な取組】

- ・公用車への次世代自動車の導入
- ・乗用車へのEV等の導入

### 4 ごみの減量・リサイクルの推進

2019（平成31）年1月に大阪府と共同で行った「おおさかプラスチックごみゼロ宣言」に基づき、ワンウェイのプラスチック（容器包装等）の使用削減などプラスチックごみの削減に取り組むとともに、2020（令和2）年3月に策定した「大阪市一般廃棄物処理基本計画【改定計画】」の3つの基本方針（「2Rを優先した取組の推進」、「分別・リサイクルの推進」、「環境に配慮した適正処理と効率的な事業の推進」）に基づき、ごみの減量・リサイクルを推進することにより、さらなる温室効果ガス排出量の削減をめざします。

#### 【主な取組】

- ・プラスチックごみの削減
- ・ごみ焼却量の減量化 など

### 5 職員による環境マネジメントの徹底

本市事務事業から排出される温室効果ガスの排出抑制を着実に進捗させるため、行政における管理と運用の実態に合わせて策定した、独自の環境マネジメントシステムである「大阪市庁内環境管理計画」（2011（平成23）年3月策定、2021（令和3）年3月最新改定）の運用徹底を図り、庁内での一層の環境負荷の低減に取り組めます。

#### 【主な取組】

- ・各所属における取組目標の設定
- ・研修の実施による意識啓発と環境に配慮した取組の推進
- ・適切な運用を確認するための監視・測定  
（職場内点検、内部監査、外部評価）
- ・必要に応じた見直し など

表4 各所属の削減目標

(万トン-CO<sub>2</sub>)

区 分	【基準年度】 2013 (平成 25)年度 排出量	【実績】 2019 (令和元)年度		【目標年度】 2025 (令和7)年度		【基準年度】 2013 (平成 25)年度 からの削減量	
		削減率	排出量	削減目標	排出量		
<b>本市の事務事業</b>	<b>100.1</b>	<b>-17.4%</b>	<b>82.7</b>	<b>-25%以上</b>	<b>75.0 以下</b>	<b>-25.1</b>	
【全庁的取組】 新たなエネルギー使用量削減の取組及びエネルギーの低炭素化の推進						-1.4	
環 境 局	環境局	3.3	-48.5%	1.7	<b>-60.6%</b>	1.3	-2.0
	大阪広域 環境施設 組合	43.7	12.6%	49.2	<b>-4.8%</b>	41.6	-2.1
	計	47.0	8.3%	50.9	<b>-8.7%</b>	42.9	-4.1
	建設局	25.7	-38.5%	15.8	<b>-39.7%</b>	15.5	-10.2
	水道局	10.6	-39.6%	6.4	<b>-36.8%</b>	6.7	-3.9
	教育委員会 事務局	5.4	-55.6%	2.4	<b>-20.4%</b>	4.3	-1.1
	経済戦略局	3.7	-45.9%	2.0	<b>-45.9%</b>	2.0	-1.7
	その他の部局	7.7	-32.5%	5.2	<b>-35.1%</b>	5.0	-2.7

※大阪広域環境施設組合の2013（平成25）年度排出量は、ごみ焼却工場及び北港事務所からの温室効果ガス排出量であり、本市から同組合への事業承継前であるが、経年変化を把握するため算定した値である。